

(2-②、14 関係)

対象用途		協議対象公共的建築物 対象規模(床面積の合計)
1	学校等施設 ①学校(学校教育法(昭和22年法律第二十六号)に基づくもの) ②その他これらに類する施設	すべての施設
2	医療等施設 ①病院または診療所 ②助産所 ③施術所 ④薬局(医療品の販売業を併せ行うものを除く。)	すべての施設
3	興行施設 ①劇場、観覧場、映画館または演芸場 ②その他これらに類する施設	すべての施設
4	集会施設 ①集会場(冠婚葬祭施設を含む。) ②公会堂 ③公民館 ④その他これらに類する施設	すべての施設
5	展示施設等 ①展示場 ②その他これらに類する施設	すべての施設
6	物品販売業を営む 店舗等 ①百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ②卸売市場	すべての施設
7	宿泊施設 ①ホテルまたは旅館 ②その他これらに類する施設	すべての施設
8	事務所 ①保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ②事務所(他の施設に付属するものを除く。)	すべての施設 500㎡以上
9	共同住宅等 ①共同住宅、寄宿舍または下宿 ②その他これらに類する施設	1,000㎡以上
10	福祉施設 ①老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ②老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	すべての施設
11	運動施設または 遊技場等 ①体育館、水泳場、ボーリング場または遊技場 ②その他これらに類する施設	すべての施設 ただしボーリング場および 遊技場は300㎡以上
12	文化施設 ①博物館、美術館または図書館 ②その他これらに類する施設	すべての施設
13	公衆浴場 公衆浴場	すべての施設
14	飲食店等 ①飲食店 ②キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他 これらに類するもの	すべての施設 300㎡以上
15	サービス店舗等 ①理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗 ②一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 ③学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	すべての施設
16	工業施設 ①工場 ②その他これらに類する施設	1,000㎡以上
17	車両の停車場または船舶もしくは 航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降または待 合いの用に供するもの 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	すべての施設
18	自動車関連施設 ①自動車の停留または駐車のための施設 ②自動車修理工場 ③自動車洗車場 ④給油取扱所 ⑤自動車教習所	500㎡以上 200㎡以上 200㎡以上 すべての施設
19	公衆便所 公衆便所	すべての施設
20	公共用歩廊 公共用歩廊	1,000㎡以上
21	地下街 ①地下街 ②その他これらに類する施設	1,000㎡以上
22	複合施設 1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物	1,000㎡以上

(2-③、22 関係)

対象用途		届出対象公共施設等 対象規模	
1	道路	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第2条第1号に規定する道路	すべての施設
2	公園	①都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第2条第1項に規定する公園	すべての施設
		②児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第40条に掲げる児童遊園	
		③都市公園および児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園	
		④自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第2条第1号に規定する公園	
		⑤国および地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第59条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園	
		⑥東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)に規定する霊園	
		⑦庭園(寺社等に付属する庭園、美術館、博物館等に付属する庭園および冠婚葬祭施設等に付属する庭園を除く。)	
		⑧動物園および植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。)	
		⑨遊園地	
		⑩その他これらに類する施設 ただし、次のいずれかに該当する公共施設等のうち、整備基準の適合が困難であると区長が認めた場合は、この限りでない。 ア 工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止または制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令または条例の規定の適用があるもの イ 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの ウ 自然環境を保全することが必要な場所または動植物の生息地もしくは育成地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの エ ②、③、④、および⑤において、著しく狭小な敷地に設けるもの	
3	公共交通施設	① 鉄道の駅 ② 軌道の停留場 ③ バスターミナル 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第2条第6項に規定するバスターミナル	すべての施設
4	路外駐車場	駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の施設